

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【公開番号】特開2014-140624(P2014-140624A)

【公開日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2014-042

【出願番号】特願2013-238078(P2013-238078)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 0 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 4 E

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月5日(2014.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技域に始動口を備え、該始動口に入球すると乱数値を発生させ、該乱数値により当否を判定し、当たりと判定した場合には、遊技者に有利な大当たり遊技状態を発生させる遊技機であって、当該遊技機にて使用される遊技球の貸出料となる代金が記録されたカードを挿入可能なカードユニットが併設された遊技機において、

前記大当たり状態は、前記遊技域に形成された大入賞口を入球可能な状態にすることにより、前記大当たり状態ではない状態よりも、遊技者が賞球を容易に得られる状態であり、

前記カードユニットから前記カードを排出する際に操作するための排出指示手段と、前記カードユニットに前記カードが挿入されているか否かを判定するカード有無判定手段と、

当該遊技機が前記大当たり遊技状態にある場合に、前記カード有無判定手段が、前記カードユニットに前記カードが挿入されていると判定すると、前記排出指示手段を操作する旨を遊技者に促す報知動作を行なう排出報知手段と

該排出報知手段が前記報知動作を行なう際には、前記賞球の遊技者への払出を中断させる賞球停止手段と、

1回の前記大当たり状態において、前記排出報知手段による最後の前記報知動作が行なわれてから予め定められた期間が経過すると、前記カードの排出を行なうカード排出手段と、

前記カードユニットに挿入された前記カードに記録された前記代金に基づき、遊技球の貸し出しを受けるために遊技者が操作する球貸指示手段と、

1回の前記大当たり状態において、前記排出報知手段による最後の前記報知動作が行なわれると、前記球貸指示手段による操作を無効とする球貸禁止手段と

を備え、前記中断した分の賞球を未払い分として記憶することを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記排出報知手段は、1回の前記大当たり状態において複数回、前記報知動作を行なう

ものであることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

そして請求項1に記載の本発明は、1回の前記大当たり状態において、前記排出報知手段による最後の前記報知動作が行なわれてから予め定められた期間が経過すると、前記カードの排出を行なうカード排出手段を備えたことを特徴とする。

ここで「最後の前記報知動作」とは、1回の大当たり状態において報知動作が1回しか行なわれない構成においては、その1回の報知動作を指すものとする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

更に請求項1に記載の本発明は、前記カードユニットに挿入された前記カードに記録された前記代金に基づき、遊技球の貸し出しを受けるために遊技者が操作する球貸指示手段を備え、1回の前記大当たり状態において、前記排出報知手段による最後の前記報知動作が行なわれると、前記球貸指示手段による操作を無効とする球貸禁止手段を備えたことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項1に記載の遊技機によれば、カード排出手段が、排出報知手段による最後の報知動作が行なわれてから予め定められた期間が経過すると、カードの排出を行なうため、カードがカードユニットに挿入されたままにされるという事態を確実に防止できる。

更に請求項1に記載の遊技機においては、遊技者が球貸指示手段を操作することにより、カードに記録された代金に基づいて、遊技球の貸し出しが行なわれる。そして最後の報知動作（報知動作が1回しか行なわれない場合は、その報知動作）が行なわれると、球貸禁止手段が球貸指示手段による操作を無効とする。この結果、最後の報知動作から所定時間が経過して、カード排出手段によりカードがいわば強制的にカードユニットから排出される場合の状況を一定とすることができる。例えば、遊技者の指示に基づいて球貸しを行なっているがためにカードを排出できないといった事態が発生しない。